

アカバネ病はワクチンで予防しましょう！

アカバネ病は、山形県内では平成23年春以降発生はありませんが、日本国内では散発的に発生しており県内への侵入リスクがあります。

アカバネ病とは

- 【症状】 (1) 母牛が妊娠中に胎仔に感染した場合
→ 流死産や体型異常（関節湾曲症や盲目）などの異常産
(2) 生後に子牛・育成牛が感染した場合
→ 脳脊髄炎（起立不能、球節のナックル、狂騒等の神経症状 等）

【感染時期】 ウイルスを運ぶウシヌカカ等の活動する8～10月に感染する

【発症時期】 流死産は晩秋、関節湾曲症等の体型異常は冬に多く、翌春までみられる

【治療法】 なし

四肢関節の湾曲

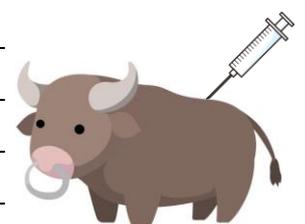
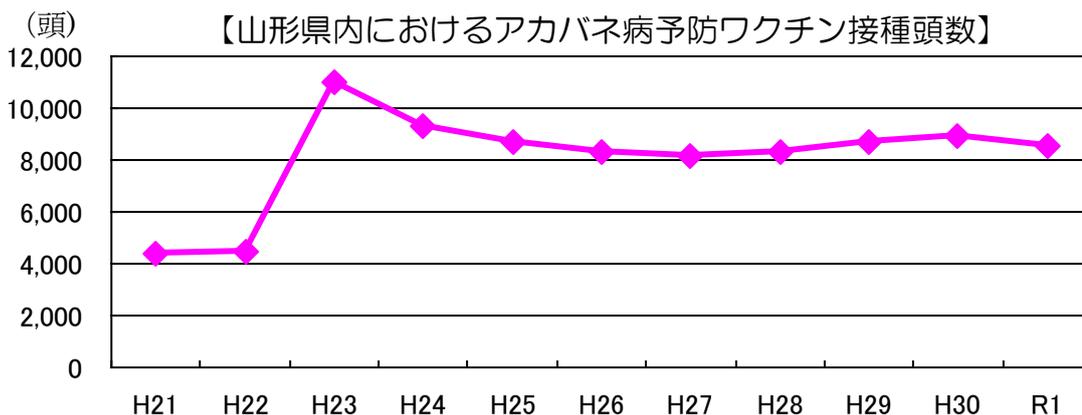


育成牛の脳脊髄炎（起立不能）



熊本県中央家保原図

山形県内におけるアカバネ病予防ワクチン接種頭数（下図）は、発生翌年の23年度には増加しましたが、その後減少しました。免疫のない牛が増加すると爆発的な発生につながる危険性があります。



【山形県畜産協会データ】

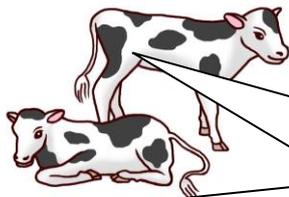
アカバネ病による被害の実例(県内)

搾乳牛 38 頭の酪農場 (H22 秋~H23 春積算)

子牛死亡 7頭
52万円

+

泌乳量低下 2頭
51万円



103万円の損失

搾乳牛38頭のワクチン代14年分に相当



- アカバネ病予防ワクチンの対象は6~11月の間に妊娠もしくは授精する予定の牛です。
- 接種適期は、吸血昆虫が活動する前の5~6月です。
- 効果を持続させるためには、毎年の接種が必要です。
- 料金は1頭当たり1,938円です。

ワクチン接種を希望する方は、最寄りの農協・診療獣医師にご連絡を！

異常牛を発見したら、最上家畜保健衛生所までご連絡ください。

電話番号 0233-29-1357 (休日・時間外も連絡可能)